

日頃からの備え

急傾斜地崩壊防止施設があっても
絶対に安全というわけではありません

長雨・大雨の時には...

○気象情報や災害関連の情報を注意し、危険を感じたらすぐに安全な場所に避難しましょう。

○避難出来ない場合でも、万一のがけ崩れに備えて家屋の2階以上、もしくはがけの反対側の部屋へ移動しましょう。

○長時間にわたって雨が降っている場合は、土壌に多くの水が含まれ、がけ崩れが発生する危険性が極めて高くなるので注意が必要です。

○がけ崩れは雨が止んでから発生することもあります。



家の中でも1階より**2階**、
崖の反対側が安心です

がけ崩れで土砂が流入した住宅の例



**早めの行動をとり、
自分の身は
自分で守ろう！**



気象情報、災害関連情報について情報収集をしましょう！

神奈川県土砂災害情報ポータル

検索

令和7年6月作成

急傾斜地崩壊防止工事について ～安全に暮らしていただくために～

令和7年6月作成



急傾斜地崩壊防止工事は...

急傾斜地の保全や急傾斜地崩壊防止工事は、**土地の所有者等が自ら行うのが原則**ですが、施工には**多大な費用**と**高度な技術力**を必要とします。

そこで、県では、土地の所有者等からの要望を受け、一定の要件を満たす危険度の高い区域を『急傾斜地崩壊危険区域』に指定した後、**土地の所有者等に代わり**急傾斜地崩壊防止施設（以下「施設」という。）の設置工事を実施しています。

問合せ先

神奈川県 県西土木事務所小田原土木センター

所在地：小田原市東町5-2-58

電話：0465-34-4141（代表）

9:00～12:00 13:00～16:00

急傾斜地崩壊危険区域の

指定要望（未指定箇所）、既に指定済みの箇所などについては、

→河川砂防第二課

区域内での行為の許可申請については、

→許認可指導課

神奈川県が設置した急傾斜地崩壊防止施設について

令和7年6月作成

安全性について

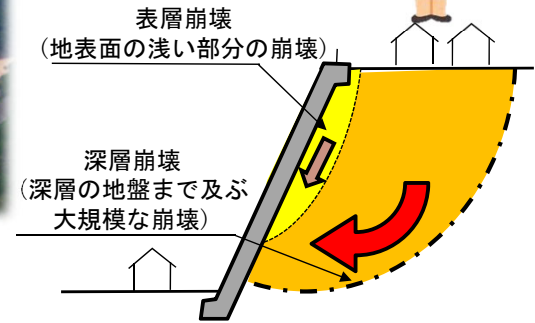
県が設置する施設では主にコンクリート張工や法枠工が用いられています。

これらの工法は、発生頻度の高い「表層崩壊」から人命を守るためのものです。

しかし、**大規模地震や長期間に渡る降雨等により発生することがある「深層崩壊」までを対象にしたものではありません。**



施設があっても**絶対に安全**というわけでは**ありません！**
まず身の安全確保を！



県が行う維持管理

○設置後は、施設のみ県が維持管理を行います。施設は経年変化によって劣化したり破損するおそれがあるので、定期的な点検や状況により補修工事が必要になります。この作業スペース確保のため、工作物等を設置する場合は**施設から水平距離で1m以上の離隔をとってください。**

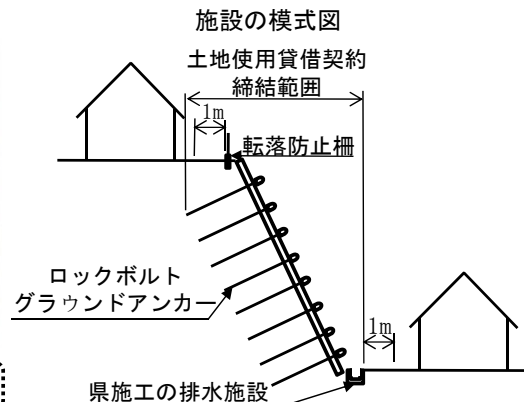
○急傾斜地崩壊危険区域内で木を伐採したり、掘削・盛土等をする際には県への**許可申請が必要**です。

○施設を設置した土地については、下図のように、地中に埋設された構造物（ロックボルト等）も含めた範囲について、土地の所有者と県が**土地使用貸借契約**を結びますが、その土地を譲渡する場合は、**本契約を必ず承継してください。**

離隔を確保していないと…



点検作業・補修工事が出来ません！



皆様が行う維持管理

○**木の管理・草刈・側溝等の排水施設の清掃など**日常の維持管理は、**土地の所有者や地元の皆様が実施してください。**県では行いません。

○工事で設置した排水施設は、その多くが宅内ますに接続しています。宅内ますの工事を行う場合には、必ず流末を確保して下さい。
許可なく接続を切られた場合、**県では工事いたしません。**

適切に木の管理を行わないと…



排水施設の清掃をしていないと…



適切な維持管理をお願いします！

